

2026年3月吉日
(電子提供措置の開始日：2026年3月9日)

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目7番9号
HOUSE 2717-301号室
株式会社ポイント機構
代表取締役 竹内祐樹

第5回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第5回定時株主総会の招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://point-kikou.co.jp/ir/financial/tei-ji-sokai-5/>)



出席をご希望の株主様におかれましては、議決権行使書の出席に○印を記入の上、当日ご持参または事前に返信用封筒にてご投函くださいますようお願い申し上げます。

2026年3月27日（金曜日）午後3時までに当社へ必着となるようご投函をお願い申し上げます。なお、議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合及び原案に対して修正案が提出された場合は当社に白紙委任したものとして取り扱わせていただきます。また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記ウェブサイト修正内容を掲載させていただきます。

敬 具

記

- 1 日時 2026年3月31日（火曜日）午後1時30分
- 2 場所 日本青年館ホテル 8階 ルームブルー
東京都新宿区霞ヶ丘町4-1
(東京メトロ銀座線外苑前駅 2b出口神宮球場方面より徒歩5分)

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)

3 目的事項

【報告事項】

第5期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

【決議事項】

第1号議案 一般募集による新株発行の件

第2号議案 取締役3名選任の件

第3号議案 加盟店の業種別の報酬支払スキームの件

4 その他招集にあたっての決定事項

1) 代理人による議決権行使

当日代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主様1名に限ります。また、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となります。

2) 重複行使の取扱い

重複して議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

3) 賛否の表示がない場合

議決権行使書面において各議案に賛否の表示がない場合は、原案に賛成したものととして取り扱わせていただきます。

※ 事前ご質問の場合のe-mailアドレス stockholder@point-kikou.co.jp
(期日：2026年3月27日（金曜日）午後6時まで)

以上

第5期 事業報告

(2025年1月1日～2025年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の状況

① 事業の経過およびその成果

【事業概況】正式リリースと新たな組織体制

当事業年度は、当社にとって大きな転換点となりました。過去の事業運営において生じた様々な課題と正面から向き合い、それらを整理するとともに、真の成長に向けた組織及び営業体制の再構築に取り組んだ極めて重要な一年となりました。

2025年4月には、パートナー専用システムの刷新を実施し、2025年7月1日には主力サービスである「A-GELギフトポイント」を正式にリリースいたしました。

当該サービスの正式リリースに先立ち実施したテストマーケティングの段階において、前事業年度(2024年春頃)より、事業拡大を見据えた積極的な人材採用を進めるとともに、サービス運営の中心を担う組織として事業推進部(現パートナーサクセス課)を設置いたしました。しかしながら、組織拡大のスピードに対して、当社が重視する理念や業務姿勢、評価基準の浸透が十分に追いつかない状況が生じました。その結果、期待された成果が全く得られないばかりか、組織運営上の課題も顕在化することになりました。

具体的には、事業推進部において、業務に対する当事者意識の欠如や主体的に課題解決を図ろうとしない受動的な姿勢が蔓延し、成果創出に向けた組織としての統一した行動が取れていない状況が生じていました。また、業務連絡への対応の著しい遅延または未応答など、基本的な業務規律にも課題が見られ、それらの結果、組織として期待される成果を十分に発揮できない状況となり、これらの問題が連鎖し、組織風土の深刻な悪化を招いておりました。

また、サービスの本格運用に向けて現場体制を検証した結果、パートナー(総代理店及び代理店)による加盟店契約推進業務が十分に機能していない状況も明らかとなりました。

さらに、パートナー(以下、「総代理店、代理店および紹介店」を総称して「パートナー」といいます)と、当社事業推進部(現パートナーサクセス課)及び法務部審査窓口との連携にも課題があり、加盟店様による登録申請後、主に必要書類の未提出や審査関連の質問が加盟店に届く前に、パートナーまたは当社社内のどこかで情報が滞留してしまう、あるいは当該質問への回答が当社に届く前にどこかで情報が滞留してしまうなどの状況が発生しておりました。その結果、加盟店審査・契約手続きが停滞している案件が多数存在しておりましたが、一部のケースでは、そ

の原因が当社にあるかのような説明が加盟店に対してなされている状況も確認されました。当社としては、この状況を放置することは事業の信頼性を損なう重大な問題であると判断し、事業体制および組織体制の双方について抜本的な見直しを行う決断をいたしました。

【内部組織リストラクチャリング】

当社は社内組織体制について、これを経営上の重大な危機と捉え、2025年5月までに事業推進部を解体し、当事業年度末までにほぼ全てのスタッフとの契約終了を断行しました。また、同時に、業務対応が不適切なバックオフィススタッフ(加盟店審査を不当に停滞させていたメンバー含)につきましても契約を終了させ、大規模なリストラを断行いたしました。これらの組織再編により、従来月額約2500万円規模であった運営コストも、現在では1000万円以下の水準まで圧縮されております。なお、当事業年度末からは新たに参画した意欲的なメンバーとともに極めて活気と規律のある「筋肉質な組織」へと変貌を遂げて、少数精鋭による再出発を図りゼロからの再スタートを切る組織体制が整っております。売上の本格的な立ち上がりは今後の課題ではあるものの、事業運営の基盤となる組織体制の正常化を完了させることができました。

【パートナー体制のテコ入れと厳格な処分】

また、パートナーによる業務運営状況についても慎重に検証を行いました。その結果、加盟店契約の進捗状況や実態が本部に十分に共有されていないケースが多数存在することが判明しました。このため当社では、2025年4月より、当社バックオフィスが加盟店と直接連絡を取る体制、及び、必要に応じて、当社が総代理店を通さず、総代理店以外のパートナーとコンタクトをとる方向へ移行し、加盟店契約の進捗状況および実態を本部で直接把握する体制を構築しました。(本来2024年夏にも試みたことがありましたが、当該体制に反対する主要総代理店の協力が得られず、実行できなかった経緯があります。)

さらに、審査業務の正常化を目的として、経営企画部メンバーを審査業務に参画させ、過去に審査途中で停滞していた多数の案件について整理および実態把握を進めました。

その結果、パートナーによる業務運営において改善が必要な状況が明らかとなったため、2025年夏以降、パートナーへの指導および制度整備を段階的に実施しました。2025年秋には、業務遂行および情報伝達の適正化を目的とした各種ガイドラインを策定するとともに、一定期間にわたり改善が確認されないパートナーに対しては契約に基づく業務停止措置を実施しました。

その結果、全体の8割弱に相当するパートナーの業務を停止するという非常に厳しい判断を行うこととなりました。これは、混乱した営業体制を一度整理し、将来に向けて健全な営業ネットワークを再構築するための経営判断であります。2025年秋から現在まで、稼働意欲のない、または当社の求めるコンプライアンスレベルに達することができないパートナーについては順次契約の解約または解除の手続きを進めております。現在は、稼働意欲が高く当社のコンプライアンス基準を満たすパートナーを中心とした営業体制へと再構築を進めており、今後は加盟店教育およびパートナー教育を通じて、安定した事業拡大を図ってまいります。

【加盟店開発の状況】

上記記載の通り、2025年4月のパートナーシステム(以下、「加盟店および自社で組織する代理店・紹介店のデータ管理および加盟店の契約進捗等を本部に共有し加盟店契約等の推進をすることができるパートナーのための管理システム」を「パートナーシステム」といいます。)の移行に伴い、加盟店登録申請をしたものの契約に至る前に放置されていた実態のない架空案件や非アクティブな加盟店を精査・排除する活動に注力いたしました。

その結果、一時的に、パートナーシステム登録上の加盟店数(申請手続き中のものも含む)は、パートナーシステム移行時点(2025年4月21日)を基準として、当該時点から当事業年度末までの間に、半数以下(45%)まで減少しました。

一方で、パートナーシステム登録上の加盟店のうち加盟店契約に至っている加盟店の割合は18%から86%まで向上しました。

また、2025年末時点の当社A-GELシステムにおける「加盟店管理アプリ」のアカウント発行数は741件となり、「A-GELユーザアプリ」上の店舗(「加盟店管理アプリ」上で作成・設定された店舗)の掲載率は48.9%、ギフトカード(クーポン)掲載率は92.3%を超えるなど、実働率の高い「正常な加盟店網」の構築が進んでおります。

【業務提携の進捗】

2025年下期より、加盟企業約3,000社のネットワークを有する外部業者との業務提携に向けた検討を進めております。当該事業者は、加盟店を利用されるお客様から収益を得るビジネスモデルを採用しており、当社の加盟店から収益を得るビジネスモデルと相互に補完し合えるものと認識しております。また、当該事業者が有する代理店教育ノウハウやメディア運営力を活用し、インフルエンサーを起用したプロモーション等を通じて、当社の加盟店の増加ならびに代理店活動の最適化を図る可能性について検討を進めております。

また、当該事業者の代理店教育チームから共有された代理店教育に関する知見を踏まえ、当社のパートナーの管理能力及びビジネス・ITリテラシーの現状を再検証した結果、現在のパートナーシステムの運用が、現状のパートナー体制では十分に機能しない可能性があることを認識いたしました。

過去に、同システムにつきましては、当社の大株主であるFINジェントの開発遅延した経緯を考慮し、内部で仕様・設計業務及び開発業務のすべてを引き継ぎ、その後パートナーの希望する機能や運用に不可欠な機能追加開発、管理画面のUI改善等にコストを投じてまいりました。しかしながら、事業の速やかな促進を優先する観点から、現在の大規模運用を前提とした管理システムから、一時的に簡易的かつ独自開発に依存しない仕組みへの移行を含めた運用方法の見直しを検討しております。当社としては、事業拡大の前提となる営業体制およびパートナー体制の実態を踏まえ、システム投資の継続よりも、事業運営の正常化と営業体制の再構築を優先するべきであると判断いたしました。一般的なビジネスパーソンへのIT及びビジネスリテラシーレベルであれば問題なく運用が可能であるものの、加盟店契約推進におけるパートナーによる放置行為や誤った情報伝達が散見されている状況を鑑み、これまで相応の開発コストを投じて

きたシステムではありますが、事業の促進を優先する観点から、当該開発投資の継続を断念するという、いわば開発投資の打ち切りに近い苦渋の判断に至っております。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、以下の通り一般募集による新株発行を実施いたしました。

【第5期中における増資実績】

権利確定月日 (2025年)	1月15日	2月18日	2月28日	3月28日	4月30日	10月31日	11月28日	12月29日
調達金額 (百万円)	48	84	27	60	18	8.4	8.4	8.4
割当人(名)	2	17	8	1	2	6	5	3
1株あたり金額 (万円)	60	60	60	120	120	120	120	120

【調達資金の使途】

借入金1億1100万円の全額返済、およびシステム開発費、業務委託料等の運転資金に充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題

今後事業を展開するにあたり、当社が対処すべき課題として認識している点は以下のとおりであります。

① 資金繰りの安定化(最優先課題)

過去の組織改革および事業体制の再構築に伴う支出により手元資金が減少しており、資金繰りの安定化は当社にとって最優先かつ急務の課題となっております。特に、旧体制下では最大で月額約2500万円規模の運営コストが発生しており、また、社内組織のリストラ、パートナー体制の整理や過去の放置案件の精査等に1年以上を要したことから、当初想定していた資金計画に対して現預金残高が減少する結果となりました。

現在は組織体制の見直しによりコスト構造の適正化を進め、いわゆる「筋肉質な体制」へと転換しておりますが、当社の事業はITシステムを基盤とするビジネスであり、システムの維持および機能開発は不可欠であります。システムエンジニアの人件費は一般的に高額であるため、これまでも海外エンジニアの活用等により開発コストの抑制に努めてまいりましたが、一定の開発費および保守費なしには事業運営を継続することができません。

また、新規加盟店契約の手続きだけではなく、過去に登録された加盟店およびパートナーの整理・契約終了手続きにも相当の人的コストを要しております。過去に代理店により登録されたものの中には稼働していない加盟店や、活動を停止した代理店の整理、加盟店への個別連絡対応、契約終了手続き等が継続的に発生しており、これらの是正作業に日常的に一定のマンパワーとコストを要しております。

さらに、全国に1800社近くいるパートナーの教育や各種問い合わせ対応、バックオフィス運営等のために一定の運転資金が継続的に必要となります。

このため、後程上程する決議事項「一般募集による新株発行の件」により必要な資金を確保することが急務となっており、事業基盤の維持のみならず、機能開発の推進やパートナーサポート体制の強化等を通じて事業成長の加速を図ることが重要な課題となっております。

② 加盟店アクティブ化の徹底

当社の収益基盤である「後払集客等手数料」を確実なものとするため、代理店活動への支援および総代理店教育体制を再構築いたします。これまで、当社では、一部(総)代理店等の実務能力不足や業務停滞等を背景に、「加盟店登録手続き中の加盟店候補の放置」や「実態のない加盟店の放置」、さらには「サポート不足による意欲ある加盟店の士気低下」といった深刻な機会損失を招いておりました。また、パートナーによる契約推進業務の停滞や違反行為(加盟店対応の放置を含む)に対し、速やかなフィードバックが得られない総代理店への繰り返し確認や是正要請等の対応にも相当の時間と人的リソースを要しておりました。

今回、これらの課題をすべて洗い出し、根本から解決すべく、代理店業務の一部である「加盟店契約推進業務」および「日々のやり取りやシステム導入業務」を、本部等の適切な体制へ委託・移

管できる仕組みを新たに構築いたしました。また、パートナー活動における業務手順や運用ルールを明確化するとともに、総代理店向けの研修資料の整備を進め、これを代理店および紹介店にも展開することで、パートナー全体の業務理解および営業力の底上げを図ってまいります。

また、当社サービスの魅力向上のため、パートナーと協力して、ユーザー満足度の高いクーポン（ギフトカード）の企画・掲載内容の質の向上にも取り組み、ユーザーの来店機会を増やすことで加盟店の売上向上およびサービス全体の利用活性化を図ってまいります。

さらに、現在の当社の人的体制を踏まえ、営業体制については、従来のように広範囲に展開するのではなく、意欲と実行力の高い総代理店および代理店との連携を強化し、重点的なパートナーシップを構築する方針といたしました。これにより営業活動の質を高め、効率的な加盟店開発およびサービス普及を推進してまいります。

加えて、加盟店開発自体は全国で推進してまいります。サービス展開においては、限られた営業資源を効果的に活用する観点から、本部としての営業支援および施策展開については重点エリアを設定し、優先的に取り組んでまいります。具体的には、現在加盟店数が最も多い大阪エリアを基盤として、名古屋エリア、東京エリアにおけるサポート体制の強化を順次進めてまいります。また、外部事業者との連携施策については福岡エリアからの展開を予定しております。これらの重点エリアにおける取り組みを通じて、効率的なポイント流通および利用拡大を図ってまいります。

また、当社サービスは収益化まで一定の時間を要するビジネスモデルであることから、パートナーのモチベーション維持を目的として、外部事業者との連携を通じて他社商材の取扱いも段階的に検討しております。これにより短期的な収益機会を創出するとともに、相互シナジーによりA-GELギフトポイントの営業活動の促進およびパートナーの収益機会の拡大を図ってまいります。

これらの取り組みにより、すべての加盟店のアクティブ化（稼働促進）を進めるとともに、持続的な収益基盤の構築を目指してまいります。

③ 情報システムの整備・強化

当社は、ビジネスモデルの特性上、複雑な報酬計算やユーザー、パートナー、加盟店、株主、事業委託者等の情報管理、データアクセスのパーミッション管理等、事業の安定稼働と円滑な運営のために考慮すべき事項が多岐にわたります。これを実現するためには、堅牢なデータ・セキュリティ管理体制が極めて重要であります。

当社は、データ・セキュリティ管理体制の強化のため、2024年2月にISMS認証（認証番号：LAP-0006-IS、有効期限：2024年2月21日～2027年2月20日）を取得いたしました。今後も以下の取り組みを推進し、さらなるセキュリティレベルの向上に努めてまいります。

- ・市場環境の変化に応じた各課題に対するPDCAサイクルの実行
- ・社内リテラシーの向上による内部セキュリティの保全
- ・新技術に関する教育・研修による技術レベルの向上

④ 内部管理体制の強化

組織体制の見直しと売上拡大に向けた施策の実施により、事業の急速な拡大が見込まれることから、これに対応できる内部管理体制の強化を重要な経営課題と位置付けております。具体的には、以下の施策を通じて、公正性・透明性を備えた内部管理体制の確立を目指してまいります。

- ・バックオフィス業務の標準化と効率化
- ・組織的なマネージメントを支援する管理体制の強化
- ・外部人材の登用を含めた適材適所の人員増強

⑤ ITシステムのリスクと対策

当社のビジネスはITシステムを基盤として収益を生み出すモデルとなっており、当社事業の根幹をなすものであります。そのため、外部からのサイバー攻撃、個人情報等の情報漏洩、人的・物的要因によるシステム障害のリスクが存在すると認識しております。ユーザーおよび加盟店様に安心安全に利用してもらうためには従業員一人一人への高い情報リテラシーの教育や、システムの開発・保守・運用を担う開発担当者の技術力の向上、並びに各種セキュリティ対策の強化が重要であると考えています。今後も人的要因によるセキュリティリスクを防止する対策を講じるとともに、「完璧なシステムは存在しない」という前提のもと、災害によるシステム障害や外部からのサイバー攻撃等の突発的な事象にも対応できる対策の強化を進めてまいります。

⑥ 重要な係争案件等の解決

【旧管理委託先等への対応】

株式会社FINジェント、株式会社PAY ROUTE、ハートランド税理士法人に対し、法的対応の検討を継続しております。その第一段としてハートランド税理士法人に対しては2025年5月に民事訴訟を提起し、現在裁判手続きが継続しております。。

(3) 主要な事業内容

当社は、企業とお客様だけのつながりだけではなく、発行したポイントを円滑に循環させる今までになかった新しい仕組みで、企業の売上向上を図るべく「A-GELギフトポイント」というシステムを利用した企業・お客様の双方が喜ぶスキームを構築致しました。当該システムは、お客様は加盟店(ポイント発行加盟店)にて商品を購入すると、購入額に対し最大40%のポイントを取得でき、また、これらのポイントを同じお店または別の加盟店(ポイント取扱加盟店)で、会計時にお金の代わりとして支払いに充当することができる環境を提供する仕組みです。

ポイント発行加盟店は、ポイント発行に関しては、税別月額1000円(一定加盟店数に到達するまで無料キャンペーン実施継続予定)で利用できるビジネスモデルとなっています。

また、ポイント取扱加盟店は、お客様がポイントを利用してお支払いをした際、当社に後払集客等手数料を支払います。この後払集客等手数料はお客様によって使用されたポイント額の30%となります。

なお、ポイント取扱加盟店で、「A-GELギフトポイント」が利用された場合は、当社はポイント取扱加盟店が使用されたポイント額分の値引きをする形になります。

また当社が受領した後払集客等手数料の50%をポイント発行加盟店に謝礼として支払うことで、循環型のポイントシステムを築いていきます。

このような形で、「エージェント＝使命」と「エンジェル＝幸せ」を組み合わせた「A-GELギフトポイント」の展開を行ってまいります。

営業方法については、現在、原則的に、一定条件を満たした株主等の中から、当社からの招待制で総代理店を複数社選定し、これらの総代理店に、日本全国の代理店等の開発及び教育をお願いしております。また、当社のパートナーサクセス課にて、これらの総代理店の教育を行っております。(部署名は本株主総会時点の名称)

また、原則として、当該総代理店または代理店が、日本全国の加盟店へのA-GELギフトポイントシステム導入の営業を行います。

総代理店または代理店が自社において総代理店または代理店業務の遂行が困難な場合には、当該業務を第三者に業務を委託することが可能であり、代理店業務のうち、「加盟店契約推進業務」および「ギフトカード導入業務」については当社へ委託することもできます。当社へ委託する場合には、委託内容に応じて委託料が発生し、当該委託料は、委託元の代理店が受け取る代理店業務報酬から差し引く形で支払うことができる体制を構築しております。

(4) 主な営業所及び工場

本社：東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目7-9 HOUSE2717-301号室
営業所及び工場は存在しません。

(5) 従業員の状況

当事業年度末日現在

従業員数	前事業年度比増減
0	0

(注)

1. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの期中平均雇用人（0名））を含んでおります。
2. 従業員数は就業人員であります

(6) 主要な借入先

当事業年度末日現在において借入は存在しません。

(7) その他の会社の現況に関する重要な事項

① 訴訟の提起

これまでの株主総会において被害について説明してきた株式会社FINジェント、株式会社PAY ROUTE、ハートランド税理士法人に関する件については、現在法的対応に向けた手続きを順次進めております。

第3期および第4期は、株式会社FINジェントにより放棄されていた金融商品取引法に基づく大量の書類の提出、第1期からの決算のやり直し、内部管理体制の整備等に注力したため、管理部門の業務負担が非常に大きく、当該事項への対応が一部先送りとなっております。

その後、当該事項への対応を進める体制を整え、関係性や事実関係を踏まえた整理を行いながら段階的に対応を進めており、まずハートランド税理士法人に対して、2025年5月に民事訴訟を提起しております。

また、株式会社FINジェントおよび株式会社PAY ROUTEについては、当社弁護士を通じて話し合いの場を設けるための連絡を行っておりますが、現時点において当社弁護士への応答はなく(2026年3月8日現在)、今後の対応について検討を進めている状況です。なお、ハートランド税理士法人は株式会社FINジェントの顧問税理士であり、同社の紹介により当社の税務顧問となった経緯があります。

② 株式会社PAYROUTEとの契約に基づく投資

当社は、株式会社PAY ROUTE(旧 株式会社PAYROUTEインターナショナル)に対し、同

社が有する決済セキュリティ関連のシステムと、株式会社レセプターに委託しているシステムとの接続業務を委託しております。

当該システムおよび関連業務の対価として103,391,365円(税込)を支払済みですが、2026年3月8日現在において、納品期日の2023年3月31日を過ぎても、成果物は納品されておられません。

なお、当該契約で、A-GEL PAYアプリについては、当社が独占的に使用することを許諾されており、A-GEL PAYアプリの使用料として、当社は同社が定める月額費用、認証トランザクション料を支払う条項がありますが、具体的条件については未確定となっております。また、当該契約において、成果物の知的財産権は同社に帰属することとなっておりますが、これを当社の帰属にすべく、第2期乃至第4期において、同社と協議を行っていましたが、その後、進んでおりません。

なお、同社は当社の大株主の株式会社FINジェントの関係会社であり、当社前取締役の田川涼氏が代表を務める会社です。

本件については、金融商品取引法に基づく監査の過程において公認会計士と協議した結果、当該契約締結の経緯が会社としての正当な手順を踏んで行われたものとは到底言い難いと判断され、第2期にて「不正関連損失」として全額損失計上を行いました。そのため、結果、第3期以降、本件に関するソフトウェア仮勘定(資産)は計上されておられません。

③ 株式会社FINジェントとの契約に基づく投資

当社は、顧客管理システムおよびそれに関する各種コンテンツのソフトウェア開発を株式会社FINジェントに委託しておりました。本ソフトウェアの開発費用として3300万円(税込)を支払済みですが、納品期日の2023年3月31日を過ぎた2026年3月8日現在においても、成果物は納品されておられません。また、当該契約において、成果物の知的財産権は同社に帰属することとなっておりますが、これを当社への帰属とするべく、第2期乃至第4期において、同社と協議中を行っていましたが、その後、進んでおりません。なお、同社は当社の大株主です。

本件についても、金融商品取引法に基づく監査の過程において、公認会計士と協議した結果、当該契約締結の経緯が会社としての適切な手順を踏んで行われたものとは言い難いと判断され、第2期にて「不正関連損失」として全額損失計上を行いました。その結果、第3期以降、本件に関するソフトウェア仮勘定(資産)は計上されておられません。

④ 営業等協力者への利益配分方法

当社は多くの人の協力を得て、今日の状態まで事業開発を進めてきました。特に会社設立当初、十分な資金を確保できなかったことから、各業務に従事する協力者に対し、将来の利益配分を前提として、労働・業務を提供して頂く形で事業を推進してきました。現在も引き続きこれらの協力者の協力を得て事業開発を行っております。これらの協力者(上限100名)に対する報酬支払いの方法(スキームの決定)について、2024年3月末開催の株主総会で取締役会に一任いただく旨が決議されております。その後、2024年7月の取締役会にて、具体的な支払い方法について決定しました。当該決定に基づき、当社に利益剰余金が生じた場合には、各協力者との間で、これまでの業務の対価としての報酬を順次支払っていく内容の契

約を締結する形で進める方針としております。なお、本件の基本方針は、前事業年度の定時株主総会及び過去の臨時株主総会においても共有している内容から変更はなく、分配総額（税引後利益の10%）とする点についても当初の予定から変更はありません。

その他、本事業報告記載の内容以外に該当事項はありません。

2. 財産および損益の状況

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		2022年11月	2023年11月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(千円)	820	2,120	500	11,920	2,566
経常損失(△)	(千円)	△32,402	△191,994	△19,154	△262,039	△240,775
当期純損失(△)	(千円)	△32,567	△375,187	△19,178	△262,305	△241,083
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	41,000	313,850	325,850	35,500	166,600
発行済株式総数	(株)	10,400	12,955	12,995	13,105	13,456
普通株式	(株)	10,000	12,555	12,595	12,705	13,056
優先株式	(株)	400	400	400	400	400
純資産額	(千円)	76,232	178,944	183,766	△12,539	8,577
総資産額	(千円)	78,546	208,474	215,426	156,156	62,783
1株当たり純資産額	(円)	△3,156.75	11,066.90	11,414.58	△4,135.32	△2,406.77
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△3,256.75	△32,609.74	△1,525.12	△20,783.08	△18,568.08
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	97.1	85.8	85.3	△8.0	13.7
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	—

株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△39,456	△179,356	△20,267	△235,928	△237,033
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△66,956	△157,981	—	365	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	107,800	477,900	24,000	177,000	151,200
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	2,388	142,950	146,683	88,117	2,284
従業員数		—	2	2	—	—
〔ほか、平均臨時雇 用者数〕	(名)	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕

(注)

1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期については公認会計士島田憲和氏により、第2期、第3期、第4期、第5期については公認会計士奥山琢磨氏により監査を受けております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 第4期は、無償減資を行っております。
5. 当社は2021年12月31日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益損失を算定しております。
6. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額及び新株式申込証拠金を控除して算定しております。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
8. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
9. 自己資本利益率については、当期純損失のため、記載しておりません。
10. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
11. 第1期、第4期、第5期の従業員数については、期末日において従業員が在籍していないため記載しておりません。
12. 第3期は、決算期変更により2023年12月1日から2023年12月31日までの1ヶ月間となっております。

3. 会社の株式に関する事項(議決権基準日:2025年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 18,000株、種類株式 6,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 13,056株、優先株式 400株

(3) 株主数

251名

(4) 大株主数(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%) (注1)	議決権数(個)	議決権比率(%)
竹内 祐樹	5,243	38.96	5,243	40.16
株式会社FINジェント	4,000	29.73	4,000	30.64
統一印刷株式会社 (注2)	300	2.23	100	0.77
株式会社熊健 (注2)	200	1.49	0	0
田丸 博	198	1.47	198	1.52
株式会社シルク	150	1.11	150	1.15
岩佐 隆	101	0.75	101	0.77
株式会社プライド	100	0.74	100	0.77
藤本 壯太郎	100	0.74	100	0.77
中西 達也	100	0.74	100	0.77
株式会社EM1	100	0.74	100	0.77

(注)

1. 当社は優先株式を400株発行しており、持株比率は、優先株式を含めた発行済株式数を母数として
います。
2. 同社は、それぞれ優先株式を200株保有しており、所有株式比率は優先株式を含めて計算して
おります。
3. 中西 達也氏は、2024年7月29日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義
で記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません

(7) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

当事業年度末日現在		
会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役	竹内 祐樹	
取締役	八木 勝也	エアリアルデュエル株式会社 代表取締役 合同会社マルチバレント COO
監査役	藤澤 哲史	アビームコンサルティング株式会社 顧問 アーク東短オルタナティブ株式会社 顧問 日本ラッド株式会社 監査役
監査役	香取 正康	株式会社フーバーブレイン 監査役 株式会社香取マネジメントコンサルティング代 表取締役社長

(注)

1. 村松俊之氏、八木勝也氏、藤澤哲史氏、香取正康氏は社外役員です。
2. 当社は常勤監査役を置いておりませんが、監査役には、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有を行っております。
3. 取締役村松俊之氏は、2025年12月26日付で辞任いたしました。(健康上の理由によるもの。)なお、辞任時は株式会社ニッカの代表取締役を兼職しておりました。
4. 当事業年度中に辞任した取締役は以下のとおりであります。

辞任時の地位	氏名	辞任時の担当及び重要な兼職の状況	辞任日
取締役	村松俊之	株式会社ニッカ	2025年12月26日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間において、会社法第423条第1項に損賠賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損賠賠償責任限度額は、会社法第425条第1項で定める額としておりますが、当事業年度中に当該契約を締結している役員はおりません。

(3) 補償契約の内容の概要

より良い経営人材を確保するため、2026年中に、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を全取締役及び全監査役と当社間にて締結を行う予定です。同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において役員が第三者から責任追及を受けた時の防御費用や、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合の損失(賠償金や和解金)を同社が補償することとする内容になります。なお、当該補償契約によって当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために措置を講じる予定です。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の第3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結いたしました。なお、当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役とし、また、被保険者は保険料を負担しない形を取りました。当該保険契約による保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由が設定されることになると思われます。上記のとおり優秀な役員人材を確保していくためにも役員賠償責任保険に加入をし、原則として全ての役員を保険の対象としていく予定です。

また、当該保険の詳細は以下の通りです。

保険会社名	Chubb損害保険株式会社
保険期間(注)	2025年3月15日16時~2026年3月15日16時
年間保険料	100万円
保険適用エリア	日本のみ
子会社	含まない
項目別限度額	
てん補責任限度額	1億円
初期対応費用特約	1000万円
追加限度額	
代表訴訟対応費用特約	500万円
役員1名につき	2500万円
保険期間中の総額	5000万円
免責金額	

米国以外でなされた証券請求	100万円
米国以外でなされた雇用請求	100万円
米国以外でなされたその他請求	100万円
米国以外でなされた調査	100万円

(注) 2026年3月15日に同内容で更新予定です。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

当社は取締役の個人別の報酬に関し、以下の方針を持っております。基本方針は以下の通りとなります。

- ① 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬または株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととします。ただし、社外取締役についても、業務への貢献具合に応じて、業績連動報酬または株式報酬も支払うことを可能とします。
- ② 報酬枠範囲内の基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額に決定に関する方針:当社の取締役の基本報酬は、2023年11月19日開催の臨時株主総会において決議された報酬枠範囲内で、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。報酬限度額取締役の報酬限度額は、取締役総額 最大3億円。(2025年12月31日時点で、2名の取締役がいます。)
- ③ 非金銭報酬等の内容及び額または算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、2023年11月19日開催の臨時株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で、対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、取締役会で決定するものとします。
- ④ 金銭報酬の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、在任年数に応じて社会的動向、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。
- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額及び株式報酬の割当株式数については、株主総会で決定する限度内で役位、職責、在任年数に応じて他社水準も考慮しながら経営内容及び経済情勢を勘案

し、取締役会にて審議、決議いたします。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、「取締役の報酬等の決定に関する方針」に従って取締役会にて審議した結果、取締役会は適正なもの判断しております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	4,820 (1,820)	4,820 (1,820)	0 (—)	0	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	3,000 (3,000)	3,000 (3,000)	—	—	2 (2)
合計 (うち社外役員)	7,820 (4,820)	7,820 (4,820)	0 (—)	0	5 (4)

(注)

1. 非金銭報酬は支給していません。
2. 2023年11月19日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は総額年3億円以内と決議いただいております。
3. 2023年11月19日開催の臨時株主総会において監査役の報酬限度額は総額年3000万円以内と決議いただいております。業績連動報酬は支給していません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 取締役 八木勝也氏は、合同会社マルチバレントのCOOおよびエアリアルデュエル株式会社の代表取締役を兼務しております。本年事業年度において、エアリアルデュエル株式会社と当社との間には取引関係はありません。合同会社マルチバレントは、当社の株主であり総代理店であります。同社には営業支援等、各種業務を委託しております。同社と当社との重要な取引等の関係はありません。
- ④ 監査役 藤澤哲史氏は、アーク東短オルタナティブ株式会社の顧問、アビームコンサルティング株式会社の顧問および日本ラッド株式会社の監査役を兼務しております。本事業年度において、同社と当社との重要な取引等の関係はありません。
- ③ 監査役 香取正康氏は、当社の株主であります。同氏は、株式会社香取マネジメントコンサルティングの代表取締役および株式会社フーバーブレインの監査役を兼務しております。本事業年度において、株式会社フーバーブレイン同社と当社との重要な取引等の関係はありません。

(7) 当事業年度における役員の子な活動状況

役職	氏名	取締役会(14回開催)	
		出席回数	出席率
代表取締役	竹内 祐樹	14回 / 14回	100%
取締役	村松 俊之	12回 / 14回	85%
取締役	八木 勝也	14回 / 14回	100%
監査役	藤澤 哲史	14回 / 14回	100%
監査役	香取 正康	14回 / 14回	100%

(8) 発言の状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ① 取締役 八木勝也氏は、株主としての立場から、取締役会において意思決定の適正性、妥当性を確保するための発言を適宜行い、当社の経営の監督を行なっております。また、当社代表取締役と共に事業安定化のために資金調達の業務を遂行し、投資家開拓等に大きく貢献しています。これらにより、取締役として期待される役割を果たしています。
- ② 監査役 藤澤哲史氏は、取締役会に出席し、主に金融機関出身の立場から監査に関する意見交換等、適宜必要な発言を行っております。また、監査状況の報告及び取締役の職務執行全般に係る事項等についても発言し、公正不偏的な観点から監査・監督を行っており、監査役として期待される役割を果たしています。

特に、事業説明や資金調達のみならず、営業推進の低迷に関し、総代理店・代理店の活動状況を掌握し、業務停止や停止後の業務再開に伴う手続きについて、代表取締役自ら問題点を把握し、全体を統制すること、また、総代理店・代理店教育を通じて加盟店の活性化を図り収益力を向上させることが急務である旨を改めて自覚するよう指摘いたしました。併せて、資金繰りの悪化につきましても、これまでの経緯を踏まえ、かかる状況を招いた要因について深く反省し、抜本的な改善を図るよう厳しく指摘しております。

- ③ 監査役 香取正康氏は、取締役以外の現場メンバーとも頻繁に情報交換を行うとともに、取締役会に出席し、経営の視点から監査に関する意見交換等、適宜必要な発言を行っております。また、監査状況の報告および取締役の職務執行全般に係る事項等についても発言し、公正不偏の観点から監査および監督を行うなど、監査役として期待される役割を適切に果たしております。

特に代表取締役に対しても、事業説明や資金調達にとどまらず、営業推進の実効性を一層高めるために総代理店や代理店の活動内容と実態を把握し、業務停止や停止後の業務再開に伴う手続き等についても代表自らが問題点を認識し全体を統制するよう指摘しております。あわせて、総代理店や代理店への教育を通じて加盟店の活性化を図り、収益力を向上させることが急務であると指摘するなど、当社の企業価値向上に向けた積極的な提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

当社は会社法上、会計監査人の設置義務はありませんが、金融商品取引法に基づく会計監査を受ける必要があるため、本事業年度の会計監査については、以下の会計監査人に依頼をしております。

奥山琢磨 公認会計士

また、当該監査に対応するため、帳簿を金融商品取引法監査に耐え得る水準へ修正することを目的として、板倉麻貴公認会計士に帳簿修正業務および会計監査対応業務を委託しており、監査対応におけるWチェック体制を構築しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬の額

監査役は、取締役、社内関係部署および当該監査法人より必要な資料・情報の入手、報告を受け、複数の他会計士からも見積もりを取得した上で、当該会計監査人から取得した報酬見積もりの算定根拠について確認しました。審議した結果、これらについて適切であると判断したため、当会計監査人の報酬等の額について同意しております。

	第5期
	報酬等の額(千円)
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	1,500
注)当金額は半期報告及び年度報告の監査を含みます。	
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,500

6. 会社の体制及び方針

(1) 非連結子会社等に関する事項

当社は海外法人AGP. INCを非連結子会社としておりますが、同法人は日本の会社法上の株式会社には該当しないため、記載すべき事項はございません。

(2) 親会社等との間の取引に関する事項

当社には会社法上の親会社等は存在しないため、該当事項はありません。

当社は2023年8月13日にハワイ州に完全子会社AGP INC.を設立しました。米国上場を目的としたものです。同社への出資額は37,542,500円となります。事業は行っていないことから、重要性に乏しいため連結対象にしておりません。また、同法人は日本の会社法上の株式会社には該当しないため、記載すべき事項はございません。

当該子会社の資金は、当社にて預り金として計上しております。

(3) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための当社の体制の概要は以下の通りです。

【取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制】

当社の経営会議は、月2～3回を目処に行われており、当社は、職務の執行が、法令、定款並びに社会規範・倫理、社内規程等に適合することを確保し、適正かつ健全に行われるためのコンプライアンス体制を構築いたします。コンプライアンス体制の徹底をはかるため、経営会議が全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努め、その内容について代表取締役または取締役会に報告いたします。なお、当社の取締役会は最低月1回以上行われております。また、経営会議メンバーは日常的に情報共有を行っております。

【取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

当社は、取締役の職務執行に係る重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内ルールに従い適切に保存・管理いたします。取締役、監査役から要請があった場合には、速やかに閲覧に供することとします。

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスク(コンプライアンス、財務、法務、環境、品質、災害、情報セキュリティ等)については、それぞれの対応部署にて、規程・ガイドラインまたはルールの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営会議が行い、その実効性を確保いたします。新た

に生じた重要なリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとします。

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限、また必要に応じて意思決定のルールを定め、適切に権限を委譲し効率的に職務を遂行いたします。取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項以外の重要事項の審議もしくは決定および実務推進を行う機関として、経営会議を設置しております。毎月開催される取締役会において事業遂行進捗状況のレビューを行い、必要に応じて改善策、目標修正を講じます。

【当社における業務の適正を確保するための体制】

当社は、業務の適正かつ効率的な業務運営を確保するため、経営理念に基づき業務を執行し、社内ルールや業務マニュアルにて補完しつつその内容についても適宜見直しております。また、経営会議は、会社のその時の規模及び置かれた状況に適した内部統制の推進を行います。

【監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項】

当社は、監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととします。また監査役の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの独立性を確保するものとし、任命、異動、人事考課などについては、監査役の同意を得た上で決定するものとします。

【取締役及び使用人が監査役に報告するための体制】

取締役は、法定の事項以外に、取締役の不正行為、法令・定款違反等重要な事項については、監査役に対し、直ちに報告を行うものとします。また、監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。さらに、監査役に報告をした者に対し報告をしたことを理由として不利な扱いをしないこととします。

【監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は、債務の処理に係る方針に関する事項】

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該費用が監査役の職務に必要でない認められた場合を除き、これに応じるものとします。

【監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制】

監査役は、当社の会計監査を行なっている会計監査人と定期的に意見・情報交換を行い、連携して当社及び当社グループの監査の実効性を確保するものとします。また、監査

役は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項に関しても、取締役及び使用人並びに監査人に対して報告を求めることができることとします。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

経営及び業務執行の健全かつ適切な運営の強化のため、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、経営企画部がその運用状況を随時モニタリングしております。その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの運用に努めております。また、全スタッフへ教育・研修を定期的実施することで、コンプライアンス意識の周知徹底を図っております。リスク管理につきましては、効果的・効率的に進めるため、リスク種別ごとの責任部署による対応を基本とする体制をとっておりますが、その対応状況については、取締役会等でフォローを行っております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しております。当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために、必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。また、将来の成長のための投資や事業展開の状況、各期の経営成績及び財政状態といった点を総合的に勘案しつつ、配当性向20%を目安に配当を実施することを基本方針としております。当事業年度は、まだ事業が開始されてまもない時期であり、剰余金がマイナスで配当減資がないこともあり、無配当とさせていただきます。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	22,866	流 動 負 債	54,206
現金及び預金	2,284	未払金	4,415
売掛金	207	未払費用	7,851
前払費用	2,059	未払法人税等	5,219
未収入金	1,426	預り金	36,719
預け金	893		
未収消費税等	17,421	負 債 合 計	54,206
貸倒引当金	△1,426		
固 定 資 産	39,916	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	39,916	株 主 資 本	8,577
関係会社株式	37,542	資本金	166,600
敷金	2,374	資本剰余金	772,300
		資本準備金	472,300
		その他資本剰余金	300,000
		利 益 剰 余 金	△930,322
		繰越利益剰余金	△930,322
		純 資 産 合 計	8,577
資 産 合 計	62,783	負 債 純 資 産 合 計	62,783

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,566
売上総利益		2,566
販売費及び一般管理費		243,857
営業損失		241,291
営業外収益		
受取利息及び配当金	120	
ポイント収入	905	
雑収入	86	1,112
営業外費用		
支払利息	129	
為替差損	467	596
経常損失		240,775
税引前当期純損失		240,775
法人税、住民税及び事業税		308
当期純損失		241,083

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	新株式申 込証拠金	資本剰余金			利益剰余金			
			資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	325,850	284,850	—	284,850	△426,933	△426,933	183,766	183,766	183,766
当期変動額									
減資	△323,350	23,350	300,000	323,350	—	—	—	—	—
新株の発行	33,000	33,000	—	33,000	—	—	66,000	66,000	66,000
当期純損失(△)	—	—	—	—	△262,305	△262,305	△262,305	△262,305	△262,305
当期変動額合計	△290,350	56,350	300,000	356,350	△262,305	△262,305	△196,305	△196,305	△196,305
当期末残高	35,500	341,200	300,000	641,200	△689,239	△689,239	△12,539	△12,539	△12,539

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

当社の事業セグメントは、A-GELポイント事業のみの単一セグメントであり、顧客に役務を提供した時点で収益を認識しております。登録手数料は、登録手数料の受領時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務が充足してから通常短期のうちに受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当事業年度の財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものが識別されなかったため記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産および負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)		当事業年度 (2025年12月31日)	
流動負債				
預り金	26,500	千円	36,362	千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要なものは下記のとおりであります。

販売費に属する費用のおおよその割合は6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は94%であります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
役員報酬	7,570	千円	7,860	千円
業務委託料	176,209	//	155,546	//
旅費交通費	22,615	//	11,834	//
貸倒引当金繰入額	—	//	1,426	//

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

【発行済株式に関する事項】

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,595	110	—	12,705
優先株式	400	—	—	400

(注) 普通株式の増加は、新株発行による増加であります。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

【発行済株式に関する事項】

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,705	351	—	13,056
優先株式	400	—	—	400

(注) 普通株式の増加は、新株発行による増加であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については新株発行及び外部借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

主な金融商品は現金及び預金、売掛金、未収入金、未収消費税等、短期借入金、未払金及び未払法人税等がありますが、これらは短期間で決済されるものであり、重要なリスクはないと判断しております。またリスクのある金融商品の取引は行わない方針であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

特筆すべき事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年12月31日)

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「売掛金」、「未収入金」、「預け金」、「未収消費税等」、「未収還付法人税等」、「短期借入金」、「未払金」、「預り金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

敷金及び保証金については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	37,542

当事業年度(2025年12月31日)

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「売掛金」、「預け金」、「未収消費税等」、「未払金」、「預り金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「未収入金」、「敷金及び保証金」については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	37,542

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)		当事業年度 (2025年12月31日)	
繰延税金資産				
貸倒引当金	—	千円	436	千円
未払事業税	—	〃	1,509	〃
減損損失	11,256	〃	7,504	〃
税務上の繰越欠損金(注)2	218,265	〃	276,223	〃
繰延税金資産小計	229,521	千円	285,672	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△218,265	〃	△276,223	〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,256	〃	△9,449	〃
評価性引当額小計(注)1	△229,521	千円	△285,672	千円
繰延税金資産合計	—	千円	—	千円

(注)1評価性引当額の変動の主な要因は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加によるものであります。

2税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	218,265	218,265
評価性引当額	—	—	—	—	—	△218,265	△218,265
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)

税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	276,223	276,223
評価性引当額	—	—	—	—	—	△276,223	△276,223
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
前事業年度、当事業年度のいずれも税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2025年2月18日に資本金を101,500千円に増資したことにより、法人事業税の外形標準課税適用法人となりました。また、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これらに伴い、2026年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から30.62%に、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、A-GELポイント事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	A-GELポイント事業
A-GELポイントサービス	11,920
その他	—
顧客との契約から生じる収益	11,920
外部顧客への売上高	11,920

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	A-GELポイント事業
A-GELポイントサービス	2,566
その他	—
顧客との契約から生じる収益	2,566
外部顧客への売上高	2,566

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針) 3 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

【財務諸表提出会社と非連結子会社及び関連会社等】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は海外法人AGP.INCを非連結子会社としておりますが、同法人は日本の会社法上の株式会社に該当しないため、記載すべき事項はございません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社は海外法人AGP.INCを非連結子会社としておりますが、同法人は日本の会社法上の株式会社に該当しないため、記載すべき事項はございません。

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	△4,135.32円	△2,406.77円
1株当たり当期純損失(△)	△20,783.08円	△18,568.08円

(注)

1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失(△)であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純損失(△)		
当期純損失(△)(千円)	△262,305	△241,083
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△262,305	△241,083
普通株式の期中平均株式数(株)	12,621	12,984

3. 1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (2024年12月31日)	当事業年度末 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	△12,539	8,577
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	△40,000	△40,000
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△52,539	△31,422
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(株)	12,706	13,056

(重要な後発事象)

1. 新株式の発行

当社は、2024年9月19日開催の臨時株主総会及び2025年9月25日開催の取締役会において、公募による新株式発行を行うことを決議し、2026年1月30日、2026年2月27日に払込が完了し、また、2026年3月31日に払込完了予定です。

	第1回	第2回	第3回
募集方法	一般募集	一般募集	一般募集
発行する株式の種類及び数	当社普通株式 12株	当社普通株式 15株	当社普通株式 15株
発行価額	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円
発行価額の総額	14,400千円	18,000千円	18,000千円
資本組入額	72,00千円	9,000千円	9,000千円
払込期日	2026年1月30日	2026年2月27日	2026年3月31日
資金使途	業務委託費等の運転資金に充当する予定であります		

当社は、2026年3月31日開催の第5回定時株主総会において総額360,000千円(発行価格1,200千円、発行株数300株)の公募による新株発行を行うことを決議する予定です。また、2026年3月31日開催の取締役会において、その一部につき公募による新株発行の詳細条件を決議する予定です。

	第1回	第2回
募集方法	一般募集	一般募集
発行する株式の種類及び数	当社普通株式 20株	当社普通株式 20株
発行価額	1,200,000円	1,200,000円
発行価額の総額	24,000千円	24,000千円
資本組入額	12,000千円	12,000千円
払込期日	2026年4月30日	2026年5月29日
資金使途	業務委託費等の運転資金に充当する予定であります。	
	第3回	第4回
募集方法	一般募集	一般募集
発行する株式の種類及び数	当社普通株式 20株	当社普通株式 23株
発行価額	1,200,000円	1,200,000円
発行価額の総額	24,000千円	27,600千円
資本組入額	12,000千円	13,800千円
払込期日	2026年6月30日	2026年7月31日
資金使途	業務委託費等の運転資金に充当する予定であります。	

【附属明細書】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産 建物及び構築物	1,750	—	1,750	—	—	729	—
有形固定資産計	1,750	—	1,750	—	—	729	—

(注) 1. 建物の当期減少額は、内装工事等であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	111,000	—	—	—
合計	111,000	—	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	1,426	—	—	1,426

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません

監査報告書

私、監査役は、2025年1月1日から令和2025年12月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下の通り報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われている事を確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人奥山琢磨氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

新株式の発行

監査対象期間後の2026年1月30日に1,440万円、および2026年2月27日に1,800万円の一般募集による新株発行がございました。

2026年3月31日にも1,800万円の一般募集による新株発行がある旨、また、2026年4月、5月、6月、7月にも増資を計画している旨、報告を受けております。

令和8年3月8日

株式会社ポイント機構

監査役 藤澤 哲史

監査役 香取 正康

株主総会会場ご案内図

会場：日本青年館ホテル 8階 ルームブルー

東京都新宿区霞ヶ丘町4-1



(東京メトロ銀座線外苑前駅 2b出口神宮球場方面より徒歩5分)